章別協議事項調査票（2）

（会派名：　　）

規定事項	考え方	自由民主党静岡市議会議員団	新政会	公明党静岡市議会	共産党静岡市議会議員団	静友クラブ	虹と緑	市民自治福祉クラブ	清庵クラブ	市民クラブ
第3章　市民と市議会に関する規定										
本会議、委員会の公開		○	○	○	○	○	○	○	○	○
議会活動に関する資料の公開		○	○	○	○	○	○	○		○
議会活動に関する報告会開催					○		○	○		○
広聴・広報機能の充実		○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案等に対する各議員の態度の公表		○			○	○	○	○		○
市民等の参加による意見交換会開催			○		○		○	○		○
参考人、公聴会制度の活用		○	○	○	○	○	○	○		○
請願、陳情者からの意見聴取		○	○	○	○	○	○	○		○
（新規）：出前委員会		○								
（新規）：市民との連携									○	
第4章　市長等と市議会に関する規定										
首長その他の職員の反問権（趣旨の確認）の付与				○	○	○	○	○		○
議会と首長との関係（緊張関係、議事機関としての役割）		○	○	○	○	○	○	○	○	○
重要政策決定に関する議会の意見聴取、説明		○	○	○	○	○	○	○	○	○
予算、決算に関する審議、資料の作成		○	○	○	○	○	○	○	○	○
審議等に必要な資料の提供		○	○	○	○	○	○	○		○
政策執行に関する監視、評価		○	○	○	○	○	○	○		○
議決事件の拡大（別に定める）			○	○	○	○	○	○		○
（新規）：審議に関する資料の要求		○								
（新規）：監視機能の強化、審議会等への議員の積極的な参加			○							
第5章　議会運営に関する規定										
一問一答方式の実施			○	○	○	○	○	○		○
議員相互間の自由討議中心の運営					○		○	○		○
議員間の討議による合意形成					○	○	○	○		○
委員会等の適切な運営		○	○	○	○	○	○	○	○	○
（新規）：会議等における質疑		○								
（新規）：正副議長の選出過程の透明化			○							
第6章　議会体制（整備・強化）に関する規定										
議会改革の推進と推進のための組織の設置		○	○	○	○	○	○	○	○	○
積極的な議員提案（※第2章に入れない場合）		○	○	○	○	○	○	○	○	○
専門的知見（学識経験者等）の活用		○	○	○	○	○	○	○		○
調査機関の設置		○	○		○	○	○	○		○
議員研修会の充実		○	○		○	○	○	○	○	○
議会広報の充実		○	○	○	○	○	○	○		○
事務局の機能強化		○	○	○	○	○	○	○	○	○
議会図書室の運営		○	○	○	○	○	○	○		○
（新規）：大規模災害時の議会・議員の対応について			○							
（新規）：政策機関の設置									○	
第7章　雑則										
政務調査費			○	○	○	○	○	○		○
他の条例等との関係（政務調査、議員報酬、定数、資産公開等）		○	○		○	○	○	○	○	○
条例の見直し		○	○	○	○	○		○	○	○